

小山工業高等専門学校における購入物品の機種選定に関する取扱要項

制 定 昭和60年4月1日

最終改正 平成18年4月1日

(趣旨)

第1条 小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)において購入する物品(以下「購入物品」という。)に係わる機種選定は、独立行政法人国立高等専門学校機構機種選定規則(平成16年4月1日規則第44号)に定めがあるもののほか、この要項の定めるところによる。

(機種選定委員会)

第2条 購入物品の機種選定を適正に行うため、必要に応じ、本校に機種選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、購入物品を使用する学科、学内共同利用施設等(以下「使用学科等」という。)の長及び事務部長のほか、校長から任命された委員をもって組織する。

2 前項に定める委員の任期は、第7条に規定する報告書の提出の日をもって、終了するものとする。

(委員会)

第4条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、使用学科等の長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(審議事項及び対象)

第5条 委員会は、購入物品の機種選定に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。

一 物品の仕様・規格及び性能に関すること。

二 使用目的及び類似機器と選定機種との関連に関すること。

三 その他必要な事項。

第6条 委員会の審議対象は、予定価格が500万円を超える購入物品及び500万円以下の購入物品で校長が必要と認めたとする。

2 前項に定める購入物品以外の購入については、従前の例によるものとする。

(報告)

第7条 委員長は、第5条に規定する審議が終了したときは、書面で校長に報告するものとする。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務課用度係において処理する。

(実施の細目)

第9条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この要項は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。